

いよぎん IC キャッシュカード規定

1. (ICカードの利用)

- (1) 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したいよぎん IC キャッシュカード、貯蓄預金について発行した貯蓄預金 IC キャッシュカード（以下これらを「ICカード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替などの取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）を使用し、次の取引に利用することができます。
- ① 当行の自動機を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
 - ② 当行および当行が現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
 - ③ 当行および当行が振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払出し、振込の依頼をする場合
 - ④ 当行の自動機を使用して預金の払戻しを行い、同時に替り金を他の預金に通帳を使用して預け入れる（以下この取扱いを「振替入金」といいます。）場合
 - ⑤ その他当行所定の取引をする場合

- (2) ICカードの再発行などで、ICカードを発行する際には、当行所定の手数料をいただきます。

2. (自動機による預金の預入れ)

- (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機に ICカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の種類により当行所定の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (自動機による預金の払戻し)

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機に ICカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、法人 IC キャッシュカードは全国の地方銀行 64 行以外の提携先の自動機による取扱いはしません。なお、1日あたりの払戻金額は当行が定めた範囲内とします。
- (3) 提携先の自動機を使用して預金の払戻しをする場合は、1日あたりの払出しを当行所定の金額の範囲内とします。
- (4) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 6 条第 1 項に規定

する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (自動機による振込)

自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にＩＣカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (自動機による振替入金等)

- (1) 当行の自動機を利用して振替入金をする場合には、自動機に払戻口座のＩＣカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替入金金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および振替入金口座の入金票の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による振替は、1円単位とし、1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行が定めた範囲内とします。
- (3) 自動機の案内手順に従って操作し、振替入金金額の確認操作を行った後は、自動機でのこの振替入金の取消はできません。取消を必要とする場合は、振替入金口座名義人の承諾が必要となります。詳細は振替入金の操作を行った自動機設置店の窓口にご照会ください。

6. (自動機利用手数料)

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の自動機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7. (代理人による預金の預入れ・払戻し・振替および振込)

- (1) 代理人による預金の預入れ・払戻し・振替および振込の依頼をする場合には、本人（法人の場合は代表者）から代理人の氏名、暗証を届出してください。この場合、当行は代理人のためのＩＣカードを発行します。
- (2) 個人のお客様は配偶者または本人と生計をともにする親族1名を代理人として選任できます。また、法人のお客様は、当該法人の役職員1名を代理人として選任できます。
- (3) 代理人ＩＣカードにより振込の依頼をする場合には、自動機の操作の際に特に指定したときを除き、振込依頼人名は本人名義となります。
- (4) 代理人のＩＣカードの利用についても、この規定を適用します。

8. (自動機故障等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でICカードにより預金に預入れすることができます。
- (2) 停電・故障等により当行の自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が定める金額を限度として当行本支店の窓口でICカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名・金額・住所および代理人については代理人名を記入のうえ、ICカードとともに提出してください。
- (4) 停電・故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

9. (ICカードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

ICカードにより預入れた金額、払戻した金額（振替・振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ）自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の自動機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。

また、窓口でICカードにより取扱った場合にも同様とします。

10. (ICカード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、自動機の操作の際に使用されたICカードが、当行が本人に交付したICカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) ICカードは他人に使用されないように保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ICカードが偽造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにICカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) ICカードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

11. (偽造ICカード等による払戻し等)

偽造または変造ICカードによる払戻しについて、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、ICカードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

12. (盗難ICカードによる払戻し等)

- (1) 本人が個人の場合であって、ICカードを盗取され、当該ICカードによりなされ

た不正な払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① ICカードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取にかかる盗難ICカード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年が経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してICカードが盗取された場合
13. (ICカードの紛失、届出事項の変更等)
- ICカードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出ください。
14. (ICカードの再発行等)
- (1) ICカードの盗難、紛失等の場合のICカードの再発行は、当行所定の手続きをした

後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

- (2) I Cカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15. (自動機への誤入力)

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

16. (解約、 I Cカードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはI Cカードの利用を取りやめる場合には、そのI Cカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

- (2) I Cカードの改ざん、不正使用など当行がI Cカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることができます。この場合、当行からの請求があり直ちにI Cカードを当店に返却してください。

- (3) 次の場合には、I Cカードの利用を停止することができます。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認資料の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第17条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ I Cカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

I Cカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

以上